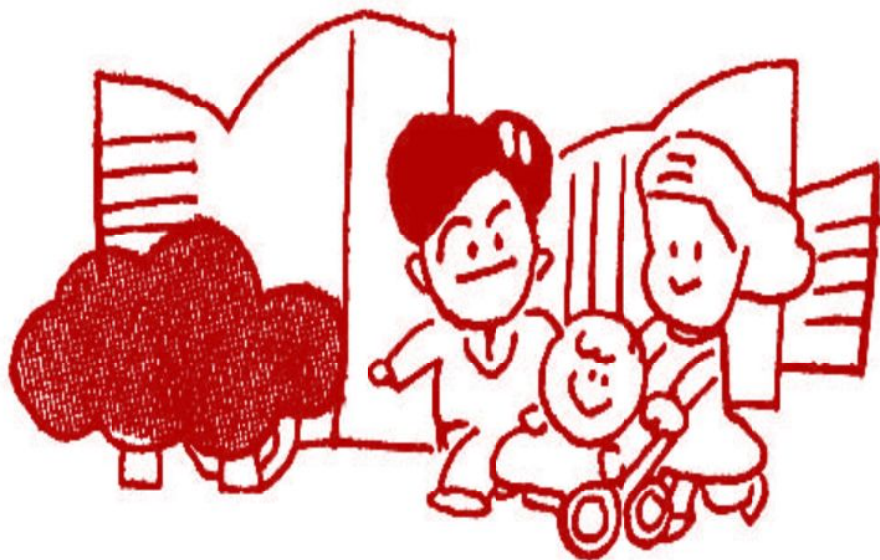


# 良質でおいしい 飯能の水を守るために

— 日本共産党の提言 —



“おいしい”飯能の水が飲めなくなってしまう、こんな大変な計画が今すすめられようとしています。それは12万人の都市づくりをめざした飯能の大規模開発計画が失敗し、人口増を見込んで受水した「県水」の使い道がないので、老朽化した本郷浄水場(約3万人分)を休止・廃止し、県水に置き換えてしまおうというひどい計画です。

<飯能の水は有間ダムの水で十分まかなえます。>

<「県水」に比べて飯能の水の水質は極めて「良質」で安全です。>

<“おいしい飯能の水”は市民の誇りであり、街の魅力です。>

必要のなくなった「県水」の受水を続ける理由はどこにもありません。

私たちは立場の違いをこえて、先人たちが必死で育ててきた飯能の水を守るために力をあわせたいと考えています。

今回の「提言」が飯能の水を守る運動の一助になれば、大変うれしく思います。ぜひ、みなさんのご意見をお聞かせください。

2010年10月

日本共産党飯能市議団 連絡先 973-2111 (市役所内線456)

メールアドレス jcp-sigi@pluto.plala.or.jp

# “おいしい水”は “市民の誇り” “街の魅力”

飯能市水道部発行のパンフには、「おいしい水」はきれいな川が水源です。みんなで守ろうきれいな河川。」の文字が躍っています。飯能の上水道は1932年（昭和7年）、埼玉県で3番目に給水を開始しました。そこには水利権の確保をはじめとする先人たちの大変な努力があっただろうことが推察されます。

それから今日まで、有間の山々を水源とする飯能の水は市民の健康と暮らしを守る「いのちの水」としてかけがえない役割をはたしてきました。飯能の「おいしい水」は市民の誇りであり、街の魅力の一つになっています。

## 「泉水」受水で 住民から苦情、健康への心配も

ところが、2000年（平成12年）に大規模開発を理由に埼玉県水が受水されてから、一部地域では「水がまずくなった」「饅頭の生地が発酵しにくくなった」「洗

飯能水道水 水質		*データは埼玉県ホームページより作成		
浄水場	埼玉県水 (大久保浄水場)	飯能小岩井	水質基準	備考
溶解物質	2.32 (3.35)	1.00	10mg/L以下	汚染物質
硝酸態窒素	20.2 (28.6)	4.3	200mg/L以下	汚染物質
総トリハロメタ	0.018 (0.029)	0.017	0.1mg/L以下	発がん性。塩素処理で発生
ニッケル類	0.001 (0.002)	0.001未満	0.01mg/L以下	発がん性
農薬類	0.01 (0.03)	不検出	1mg/L以下	有毒
有機物	1.2 (1.7)	0.5未満	3mg/L以下	不味
蒸発残留物	167 (218)	71	500mg/L以下	苦味・渋み
ジェオスミン	0.000002 (0.000004) 未満 未満	0.000001 未満	0.00001mg/L以下	かび臭
カルシウム等	76 (90)	47	300mg/L以下	硬度。50くらいがおいしい水
残留塩素	0.9 (1.1)	0.40	1mg/L以下	殺菌。カルキ臭。末端水道栓で0.1以上

注: 数値は一部を除いて18年度平均値(mg/L)、( )内は最大値

髪した髪がごわごわする」などの苦情が寄せられるようになってきました。

「県水」は荒川と利根川から取水した水をさいたま市の大久保浄水場で処理し、

県南中央部と西部地域の16市1町に配水しています。県水がまずいといわれている原因の一つは多量の塩素を投入するためではないかと考えられています。多量の塩素の投入は①下流域からの取水で水が汚れていること②遠方に配水するためです。また県水にはその他の有害物質の含有量も多く、健康への影響も心配されています。



## 有間ダムの水で 十分まかなえる

2006年(平成18年)の飯能市水道事業基本計画では小岩井、本郷、両吾野、上吾野浄水場と簡易水道名栗浄水場の5つの施設能力は45,304<sup>m</sup>³/日、一日最大配水量は32,985<sup>m</sup>³/日で、



満水の有間ダム

1日あたり12,319<sup>m</sup>³の余裕がある状況と述べています。飯能市は日本列島の開発ブームが始まると将来の大規模開発(12万人都市構想)に対応するためとして、1972年(昭和47年)の上水道第三期拡張事業で、県営有間ダム計画に加入し、水利権を確保し、106,000人に供給できるようになりました。ちなみに5年後の2015年(平成27年)の市の給水人口予測は83,900人であり、飯能市の水需要は有間ダムの水で現在も将来もまかなうことが十分可能だと考えられます。

このような水事情のなか、なぜおいしくない塩素の含有量の多い「県水」を飯能市は受水しなければならぬのでしょうか。

# 人口増の大規模開発は 完全に破たん

市は「県水」を受水した理由として「南台第二、飯能大河原団地等の大規模開発により更に人口の増加が見込まれた」（第四期水道事業拡張計画）ことをあげています。しかしその後、住宅都市整備公団（現在の都市再生機構）は工業団地など一部事業を残して撤退し、西武も開発断念に追い込まれるなど、大規模開発優先の街づくり計画の破たんは、何人も否定できない事実となっています。

## 本郷浄水場の休止廃止で 県水「受水」を本格化

重大なことは、市が大規模開発計画の破たんを認め、必要のない「県水」受水を見直すのではなく、「県水」の受水量を協定にしたがって、2015年（平成27年）には5,500<sup>m</sup>／日（約12,750人分）まで増やすこととあわせて、本郷浄水場



（12,887<sup>m</sup>／日、32,200人分）の休止・廃止で、「県水」の受水を本格化させようとしていることです。

これは、大規模開発を見込んで受水した「県水」の使い道がないので、既存の施設（本郷浄水場）を休止・廃止し、市街地全域に市の水道水とブレンドして給水するという市の水道事業計画の重大な変更であり、街づくり計画の破たんのつけを市民に押しつける市民不在の給水計画だといわなければなりません。

## かけがえのない水利権を失うおそれも

市は本郷浄水場の建て替えはお金がかかるので、本郷浄水場は休止・廃止し、取水は止めることを正式に決めようとしています。

## 飯能市の水利権

小岩井浄水場	26,612m <sup>3</sup>	66,500人分
本郷浄水場	12,887m <sup>3</sup>	32,200人分
名栗浄水場	867m <sup>3</sup>	2,200人分
両吾野浄水場	581m <sup>3</sup>	1,450人分
上吾野浄水場	305m <sup>3</sup>	760人分

※人口は計画給水人口ではなく、現在の使用量で試算したもの

市は全面休止でも飯能の取水権（水利権）は確保されるかのように説明しています。しかし、国土交通省の担当官は「一般的にいえば浄水場がなくなれば、水の利用も当然必要がなくなると考えるのが常識。まして、埼玉県の場合は、県内の水利権が必要量に比べ大幅に少なく関東の他県から水利権を分けてもらい、かつ地下水にかなり依存している状況で逆に地盤沈下の原因にすらなっている。そうした状況では、飯能市で水が余っているならその水利権を他市にまわすのは当然の成り行きと考える」と発言しています。このように、市の説明はまったくの根拠がない虚構です。たとえば、名栗地域では名栗簡易水道を利用して

ますが、水需要が増えて最大許可取水量（日量867m<sup>3</sup>）を若干上回っています。そうしたことから「水利権を増やして欲しい」と国・県に要望したところ「水利権の拡大は困難」との回答があったということです。このことは水利権確保がいかに大変なことかを示している出来事です。飯能市が自ら12,887m<sup>3</sup>の本郷浄水場の水利権を放棄し、県水に置き換えることは市民にとって重大な損失ではないでしょうか。

## 県水に優先でこんなムダ使いが

市はこれまで、必要のない「県水」の受水費用として、毎年多額なお金を県に支払い、その合計額は5億7千万円にもなっています。また県水受水施設の建設等に市と公団で約21億円もの経費を投入しています。こんなムダ使いがあるでしょうか。こうしたことをタナにあげて、本郷浄水場の安定維持には10億円、全面改修には30億円の経費がかかるという理由で、休止・廃止というのは「安全でおい

「おいしい水」を望む市民の期待を裏切るものといわなければなりません。しかも、30億円という財源問題についても、それが1年に全額支出されるものではなく、何年時にかつたる建設計画に従って支出され、しかも30年なり40年の長期起債によるため、単年度の支出は1億円以下になると考えられます。県水に頼らず「飯能の水」を守ることは充分可能です。

## 県水受水計画と購入額

	日 量 (m <sup>3</sup> )	金額 (万円)
平成19年	3000	7,105
平成20年	3100	7,316
平成21年	3200	7,549
平成22年	3300	7,813
平成23年	3400	8,050
平成24年	3500	8,287
平成25年	4000	9,474
平成26年	4500	10,654
平成27年	5500	13,022

※23年度以降の金額は22年単価で試算

## 86%の市民が 県水「増やさなげど」回答

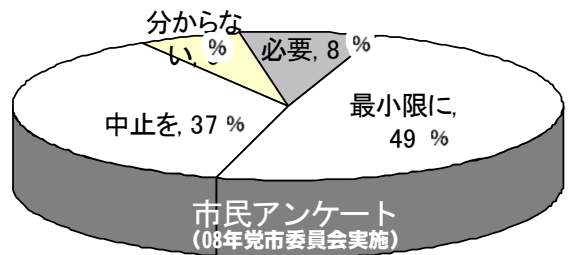
日本共産党飯能市委員会が一昨年（08年）実施

したアンケート調査で、「水が十分あるのに『県水』を買っていることをどう思うか」という設問に、安定した水源確保のため必要8%、中止すべき37%、最小限にとどめべき49%と、86%がこれ以上「県水」を増やすべきではないと回答しています。

## 水を守るのが 森林文化都市の責務

市はこうした市民の声に答えるべきではないでしょうか。ふるさとの山を水源とする「安全でおいしい水」を守ることは、そこに住む住民の権利であり、「地産・地消」の生活サイクルを実現する要として、「森林文化都市」にふさわしい魅力ある施策の柱であり、市の責務であると考えられます。

市は「人口増加の停滞、近年の景気低迷、節水意



識の浸透により使用水量が減少するなかで、将来的にも増加が見込まない状況」（水道事業基本計画）としています。さらに、水利権についても、「多額の経費をかけて取得したもので、安定した水の供給を図っていくためにも貴重なもの」（水道事業基本計画）と明記しているではありませんか。なぜ、水利権を失うおそれのある「県水」受水を継続し、増量してゆかなければならないのでしょうか。



市は「本市水道の水源である入間川、長沢川、北川の水質は、一年を通じて良好で良質を保っています。」（水道事業基本計画）としながら、なぜ、たとえ浄化したとしても、より汚染した水道水となる下流の河川水を上流地域の飯能で受水しなければならぬのでしょうか。「良質でおいしい飯能

の水」を将来にわたって飲料水として使ってゆきたいというのは、飯能市民としてあたりまえの要求ではないでしょうか。

以上のことをふまえ、私たちは目先の利害得失ではなく、将来にわたる水問題に関する市民の合意を形成するために以下の提案を行い、市に真摯な検討をもとめるものです。

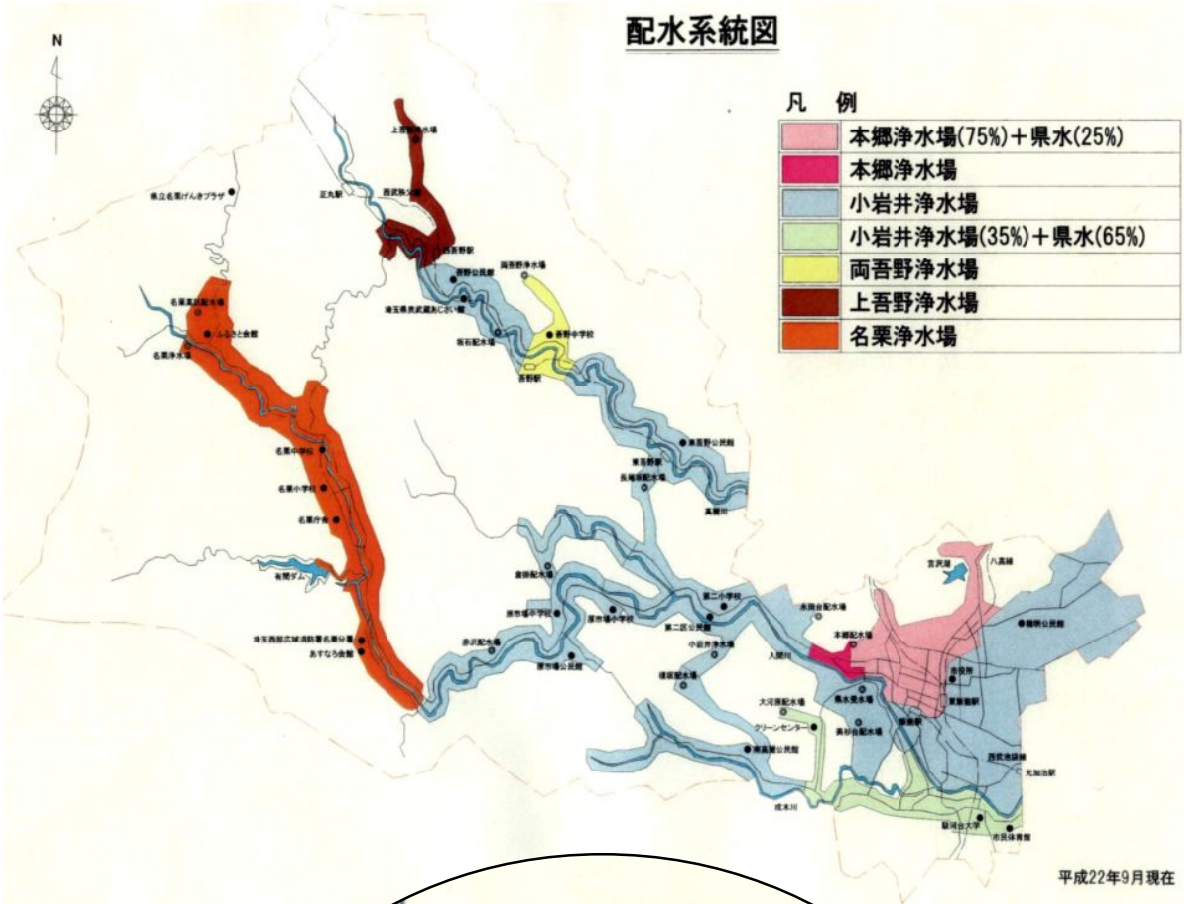
## 日本共産党の提案

- 一、市民の合意の得られていない本郷浄水場の休止・廃止計画は見直すこと。
- 二、大規模開発による人口増を前提にした県水受水協定は見直し、県水受水を縮小・中止すること。
- 三、県水受水の協定書、及び協議記録を公表すること。
- 四、県水が給水されている地域と今後給水される地域を公表すること。
- 五、水道審議会には公募による市民の代表を参加させるなど民主的な運営を行うこと。

# 配水系統図

## 凡例

	本郷浄水場(75%)+県水(25%)
	本郷浄水場
	小岩井浄水場
	小岩井浄水場(35%)+県水(65%)
	両吾野浄水場
	上吾野浄水場
	名栗浄水場



平成22年9月現在

